

システム利用規約

ご契約者（以下「契約者」といいます）と株式会社いい生活（以下「当社」といいます）は、当社が契約者にクラウドサービスを提供するにあたり、いい生活サービス利用契約申込書（以下「本申込書」といいます）に記載された内容の契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

この「システム利用規約」（以下「本規約」といいます）では、当社が契約者に対し、各種サービスを提供するにあたり適用される一般条項を定めます。

契約者は、本規約のほか、利用を申込みサービスによっては当該サービスごとに本規約とは別に定められている特則（以下総称して「サービス別特則」といいます）を順守することに、あらかじめ同意します。

本規約・サービス別特則は、当社のお手続きサイト」上に設ける以下に記載する専用ページ内において公開されています。

（専用ページ）
<https://customer.e-bukken-1.com/kiyaku/>

契約者は、サービス利用申込以降、本申込書記載の内容にかかわらず、専用ページ内に公開される最新の 本規約・サービス別特則の規定内容が適用されることあらかじめ同意します。

当社が本規約・サービス別特則の変更を行う場合は、変更後の内容および適用開始時期等の情報を、上記専用ページ内において公開します。契約者が適用開始時期を経過した後も対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の規約を同意したものとみなします。

第1章 サービスの内容

第1条（定義）

本規約およびサービス別特則において使用する語句の意味は、それぞれ次表のとおりです。

語句	意味
契約者	本規約を承諾の上、当社が指定する手続きに従い当社が提供するサービスの申込みをし、当社が申込みを承諾したお客様（ご契約者）をいいます。
利用者	契約者により、対象サービスを利用できる者として利用者権限を割当てられた契約者の役職員をいいます。
受理 受理メール	契約者からの申込みを当社が承諾することを、単なる情報の受領（受付）とは区別して「受理」といい、当該申込みを受理する旨当社が表明したメールを「受理メール」といいます。
対象サービス	契約者の申込みに対して当社が承諾し、契約者にインターネット回線を通じて提供する、次条に定めるサービス全般をいいます。対象サービスは、「基本サービス」「オプションサービス」に分かれます。
対象ソフトウェア	当社が対象サービスを契約者に提供する上で稼働させる、次条に定めるコンピュータ・プログラム全般をいいます。特に定めない限り、これには第三者が開発したソフトウェアも含むものとします。
基本サービス	対象サービスのうち、サービスを利用する上で申込が必須となるサービスをいいます。
オプションサービス	対象サービスのうち、「基本サービス」以外のサービスとして当社が指定したものをいいます。契約者がオプションサービスを利用する場合、必ず「基本サービス」の利用申込を要するものとします。
プラン	「基本サービス」および「オプションサービス」内における、登録可能物件数または契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイトのページビュー（PV）その他の条件に応じて当社が定めたサービス内容をいいます。
プラン変更	契約者による、現在利用中のプランから同一サービス内の別のプランへの変更をいいます。
アップデート	当社が対象ソフトウェアに対する改良または不具合の改善等を実施した上で、契約者および利用者に対して提供することをいいます。契約者および利用者は、当社が指定する方法・条件に基づきインターネット回線を使用してソフトウェアのダウンロード等の作業を行い、アップデートを実施します。
サービス期間	対象サービスの提供期間をいいます。
最低利用期間	「基本サービス」「オプションサービス」において定められた利用期間をいい、第4条（契約期間）第2項および第17条（契約者による解約）第2項の定めによるものとします。
課金開始日	契約者が支払うべき本申込書記載の料金（以下「サービス料金」といいます）が発生する日をいいます。課金開始日の決定は、第14条（サービス料金の支払い）第1項の定めによります。
初期設定料金 月額利用料 超過料金	「初期設定料金」とは、対象サービスを使用開始するためのアカウント開設およびそれに付随する作業（以下を含みます）にかかる料金をいいます。 <ul style="list-style-type: none">対象サービスを使用するためのアカウントの登録・発行 新規取引の場合における請求アカウントの開設 対象サービスの使用開始にあたり当社で行う必要のある設定作業 「月額利用料」とは、対象サービスの使用権およびそれに付随して付与される権利（以下を含みます）にかかる料金をいいます。 <ul style="list-style-type: none">対象サービスを使用する権利 対象サービスの更新（アップデート）を受ける権利 対象サービスを活用するためのサポートコンテンツ（FAQやマニュアル等）を閲覧する権利 対象サービスの使用に関連した問合せを行い、サポートを受ける権利

	「超過料金」とは、超過PV数に応じて発生する料金等、契約によって制限された内容を超えて提供されたサービスの対価として発生する料金をいいます。
ページビュー（PV）	契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイトまたは同サイト内の特定のページへのアクセス数をいいます。
契約PV数（上限PV数）	契約者が本申込書により、対象サービスの利用申込みにおいて当社に対してあらかじめ届出た、1ヶ月間（各月の1日から末日まで）におけるPV数をいいます。
超過PV数	対象サービスによってはあらかじめプランに応じて契約PV数（上限PV数）が定められていますが、1ヶ月間（各月の1日から末日まで）において実際に発生したPV数が契約PV数を上回った場合における超過分のPV数を「超過PV数」といいます。
お手続きサイト	当社サービス「ES いい物件 One」を利用する契約者および利用者が届出情報の登録・変更を含む諸手続きを行うために設けられた、当社指定のウェブサイト（ https://customer.e-bukken-1.com/ ）をいいます。
サポートサイト	契約者および利用者が対象サービスのサポートを受けるために設けられたウェブサイトである、「ES いい物件 One」サポートサイト（ https://secure.okbiz.okwawe.jp/faq-e-seikatsu/ ）をいいます。
クライアントツール	対象サービスに含まれる機能のうち、契約者が保有する不動産物件情報および当該物件に係る取引情報その他の付随情報の登録、One ネットワークへの公開、非公開に係る設定を含め、次条に定める内容を実現するために当社が提供する機能および当該機能を実現するソフトウェアをいいます。
リモート接続ツール	対象サービスに含まれる機能のうち、契約者へのサポート提供を目的として遠隔地にある（契約者・利用者が使用する）PC（パーソナルコンピュータ）の画面をインターネット回線を利用して当社との間で共有・確認することができる機能および当該機能を実現するソフトウェアをいいます。
データ入出力機能	対象サービスに含まれる機能のうち、「登録情報」の全部または一部を契約者または第三者のシステムへ送信（コンバート機能）し、または当該システムから取込む機能をいいます。
ファイル管理機能	対象サービスに含まれる機能のうち、各種電子ファイル（文書・写真・図面等）を契約者・利用者が保管・共有する機能をいいます。
One ネットワーク	不動産物件情報等につき、契約者間で連絡・取引等を行うことができるネットワークをいいます。（契約者または利用者において公開設定された「登録情報」が公開・共有されます）
パートナー	契約者または利用者が、他の契約者または利用者との間でOne ネットワーク上において諸連絡・不動産物件に係る取引を行える状態となっている場合における、相手方となる契約者または利用者をいいます。
管理者アカウント	契約者が対象サービスを利用するため、当社が契約者に対して発行するアカウント情報をいいます。
登録情報	対象サービス利用のため、本申込書のほかクライアントツール・お手続きサイト内において契約者および利用者が登録・送信する次の情報および対象サービスに関連して当社サーバ内に保存される情報全般をいいます。 <ul style="list-style-type: none">契約者・利用者に係る情報（担当者に係る個人情報等を含みます） 契約者が対象サービスに入力した不動産物件に係る情報（所在地・画像・コメント等を含みますが、これらに限られません） One ネットワークの「パートナー」となっている契約者・利用者が相互に伝達するメッセージ、および当該各機能の結果生じる不動産物件に係る取引に関する見積り・契約等に係る情報 以上のほか、不動産物件に係る取引に含まれる不動産物件の所有者・賃貸者、不動産物件に関する照会・下見・資料請求を行った者を含む当事者および第三者に係る情報（これら当事者等が自身で送信した情報を含みます）

第2条（対象サービスについて）

対象サービスおよび対象ソフトウェアは、次の①から⑥までの機能を有するものとし、その内容はサポートサイトに定めるとおりとします。

- 契約者が保有する不動産物件情報、顧客情報等を管理し、データベースを構築する機能
- 前①号の情報に係る取引情報の管理、分析、および物件管理業務を支援する機能
- One ネットワークによる第①号の情報の共有、および契約者・利用者間の連絡機能
- 契約者がウェブサイトを構築するための機能
- データ入出力機能
- ファイル管理機能

第3条（推奨環境・指定条件の遵守）

- 対象サービスの利用のために当社が推奨するハードウェア・ソフトウェア・通信回線等の種類・規格等は、サポートサイトに定めるとおりとし、契約者は、自己の負担においてこれに適合するハードウェア等を調達するものとします。
- 前項に定める推奨環境に準拠しない状態で対象サービスを利用する場合、契約者は、一部または全部の機能が作動しない、またはファイルが正常に開かないといった不具合が生じる恐れがあること、およびこれらの不具合については当社が一切の責任を負わないことに、あらかじめ同意します。
- 前各項のほか、契約者は、当社がサポートサイトにおいて指定する利用条件と異なる態様での対象サービスの利用（当社指定外のプログラムの作動、当社指定外ツールによるお手続きサイトへのアクセス等）、または対象サービス維持のため必要な作業の不履行（アップデートの未実施等）により、対象サービスが作動しない等の不具合が生じる恐れがあること、およびこれらの不具合については当社が一切の責任を負わないことに、あらかじめ同意します。

- 本条各項のほか、特に契約者が「ES いい物件 One ウェブサイト」を利用する場合は、契約者および利用者は本規約記載の条件に加えて、本規約末尾「別記」の定め（追加条件）が適用されることあらかじめ同意します。

第4条（契約期間）

- 本契約は、当社が受理メールを第9条（申込手続き）第2項の定めに基づいて契約者に発信したことを条件に、申込日（契約者が電磁的処理を施した電磁的記録を所定の方法で提出した場合は当該提出日）に遡って発効します。
- 本契約の最初の期間満了日（各サービスの最低利用期間）は、以下のとおりとします。
 - 基本サービス　　課金開始日から起算して1年が満了した月の末日
 - オプションサービス　課金開始日から起算して3ヶ月が満了した月の末日
この期間内に、契約者または当社から本契約の定めに従った解約の手続きがなされない限り、さらに同じ期間更新され、以後同様とします。ただし、本項に基づく更新等、最初の期間満了日後も引き続き契約者が対象サービスを利用する場合は、第17条（契約者による解約）第2項における所定期間および違約金の定めは適用されないとします。
- 本契約の失効後といえども、本規約第14条（サービス料金の支払い）から第20条（機密情報の取扱い）まで、第23条（登録情報等の取扱い）、第25条（知的財産権）から第35条（合意管轄）まで、および本条の規定はなお有効とします。また本規約に定める機密情報については、対象となる機密情報受領後3年間（ただし個人情報等については無期限とします）、機密保持義務が発生するものとします。

第5条（サポート）

対象サービスのサポート体制は、サポートサイト記載のとおりとします。

第6条（再委託）

- 当社は、対象サービスの全部または一部を自己の責任において第三者（以下「再受託者」といいます）に再委託することができるものとします。
- 前項の場合、当社は再受託者についても、本契約に基づき当社が通常負う義務と同一の義務を負わせるものとします。

第7条（優先順位）

本契約に包含される各契約条件の優先順位は、次のとおりとします。

- 特約（申込書内の所定欄）記載事項
- ①以外の申込書記載事項
- サービス別特則
- 本規約

第2章 諸手続き

第8条（管理者アカウントの取得）

- 契約者は、対象サービスの利用に先立ち、必要事項を登録の上、クライアントツールおよびお手続きサイトにおいて使用する管理者アカウントを取得します。
- 前項において、当社は、管理者アカウントの発行手続きが完了した場合に限り、その旨を契約者にメールで通知します。
- 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により管理者アカウントを発行しないことがあります。
 - 契約者が不動産会社ではない場合
 - 管理者アカウントの取得手続きに際し、虚偽の情報を登録した場合
 - 契約者が過去に「システム利用規約・サービス別特則」またはその他の当社所定のサービス利用条件に違反したことを理由に契約を解除された場合
 - その他当社が不適切と判断した場合
- 契約者および利用者は、お手続きサイト内における申込・解約手続き、クライアントツールの利用をはじめとする対象サービス利用上のすべての手続き・連絡の結果が、契約者および利用者自身（契約主体としての法人）に対して及ぶことに、あらかじめ同意します。

第9条（申込手続き）

- 契約者は、対象サービスの利用を申込むにあたっては、当社所定の申込書に記載された事項を確認の上、捺印またはこれに代わる電磁的処理を施した電磁的記録を所定の方法で当社に提出するものとします。このとき、あわせて申込書に記載された当社指定の書類（履歴事項全部証明書等）を当社に提出するものとします。
- 申込みに対する承諾は、当社からの受理メールの発信により行うものとします。
- 当社は契約者から本申込書および当社が指定した設定依頼書、コンテンツ等各種情報を受領した段階で、審査を行います。申込みを承諾しない場合、その理由については開示せず、また当社が受領した書類は返却しないものとします。

第10条（対象サービスのうち、あらかじめ第三者との契約を必要とする場合）

- 対象サービスのうちデータ入出力機能・特定の特約店および代理店向けサービスなど、契約者と第三者との間に契約が締結されていることを前提として当社より提供されるサービスについては、契約者はその第三者との間で別途必要となる契約を締結するものとします。
- 前項の定めに関わらず、契約者が第三者と必要となる契約を締結しなかった場合でも、契約者からの申込内容に応じて、当社がデータ入出力機能をはじめとする対象サービスの設定等を行った場合、契約者は第14条（サービス料金の支払い）の定めに基づき、当社に対して対価を支払うものとします。
- 契約者と第三者との間に締結された契約が終了した場合であっても、契約者はその契約が終了したこと自体をもって、ただちに対象サービスの解約を主張することができないものとします。

第11条（契約者の届出情報の変更）

申込済当社に対して届出した契約者に関する情報につき変更があった場合、契約者は速やかに当社所定の方法にて届出するものとします。なお、「ES いい物件 One」を利用している契約者は、当社に届出した登録情報を変更する場合、お手続きサイトを通じて変更手続きを行うことができます。ただし、変更手続きにおいて契約者による当社所定の文書（所定の電磁的処理を施した電磁的記録を含み、本規約およびサービス別特則において以下同様とします）の提出または契約者の捺印を要する場合（当社がお手続きサイトにおいて指定）は、当社が当該文書等の内容を承諾した後に変更手続きが完了します。なお、第32条（期限の利益の喪失）第5号に該当しない場合であって、当社に通知された事業譲渡・会社分割・合併等によって契約者の届出情報に変更が生じた場合、契約者は当該届出情報変更に係る当社所定の事務手数料を当社に対して支払うものとします。

第12条（アカウント・パスワードの取扱い）

- 対象サービスの利用に際し、当社が管理者アカウントおよびパスワードを発行する場合は、次の各号が適用されます。
 - 契約者は、自己の管理者アカウントおよびパスワードを他の契約者または第三者に譲渡したり使用させたりすることはできないものとします。
 - 契約者は、自己の管理者アカウントおよびパスワードの管理や使用について一切の責任を持つものとし、他の契約者もしくは利用者または第三者による管理者アカウントおよびパスワードの不正使用があった場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。
- 前項とは別に、契約者および利用者は、対象サービスの利用上契約者自身が利用者にに対して発行し、または停止等を行うアカウントおよびパスワードについては厳重に管理を行うものとし、これらのアカウントおよびパスワードの不正使用または第三者への開示等については、理由の如何を問わず当社が一切責任を負わないことに、あらかじめ同意します。

第13条（サービス・プラン変更手続き）

- サービス期間中、契約者が対象サービスの内容の変更を希望する場合には、当社所定の書類を当社に提出するものとします。
- プラン変更手続きについては、前項の定めを適用します。なお、契約者は、プラン変更にあたり当社所定の事務手数料を当社に対して支払うものとします。
- データ入出力機能内「コンバート機能」を利用中の契約者が、不動産物件情報の広告掲載に伴うプラン変更において、特にプラン変更適用日（課金開始日）を指定する必要が生じた場合は、本申込書とともに、当社所定の届出書を当社に提出するものとします。この場合、当該届出内容を当社において受理することを条件に、第14条（サービス料金の支払い）第2項の定めにかかわらず、当該届出内容にて指定された日をプラン変更適用日（課金開始日）とします。

第3章 料金の支払い

第14条（サービス料金の支払い）

- 「課金開始日」は、原則として、当社が毎月15日までに契約者に対し受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌月1日とします。毎月16日以降に契約者に対して受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌々月1日を「課金開始日」とします。
- 契約者がプランの変更を申込み、当社が毎月20日までに受理メールを送信した場合は、そのメールを送信した日の翌月1日をプラン変更後の料金における「課金開始日」とします。受理メールを当社が毎月21日以降に送信した場合は、そのメールを送信した日の翌々月1日を、プラン変更後の料金における「課金開始日」とします。
- 契約者は、サービス料金を当社に支払うものとし、サービス料金の支払期日は次のとおりとします。なお、対象サービスを初めて利用する場合、契約者はその対象サービスの初期設定料金および月額利用料（課金開始日の属する月およびその翌月分の料金）を一括して支払うものとします。
 - 初期設定料金　　当社の指定する日
 - 月額利用料　　サービスを利用する月の前月末日
 - 超過料金　　サービスを利用した月の翌々月末日
- 契約者が対象サービスの利用可能な範囲の定めを超過して利用した場合、または契約者が利用する都度料金が発生するサービスを利用した場合、契約者は当社に対し超過利用分の対価を支払う義務が発生します。超過料金の算定方法は本規約末尾「別表」のとおりとし、支払期日は前項③号の定めが適用されます。なお、契約者は、当社が「別表」に定めるPVの計測方法、ならびに契約PV数（上限PV数）および超過PV数に係る単価等、PVに関する諸条件を本条第6項および第29条（サービスの変更）の定めより変更・改定・削除する可能性があることあらかじめ同意します。当社は当該条件の一部または全部を変更・改定・削除した場合は、契約者にあらかじめ通知を行うものとします。
- 当社は、サービス料金を受領した後は、第18条（当社による解約）第2項に基づく解約の場合を除き請求金額を契約者に返還しないものとします。また、本条第2項に基づきプラン変更を実施した場合においても、プラン変更後のサービス内容に基づく請求は、同項において定められる課金開始日の属する月以降に発行される請求書において行われるものとし、課金開始日の前日までの期間における料金の日割り精算および受領済み料金の契約者への返金は行われなことに、契約者はあらかじめ同意します。
- 当社がサービス料金を改定する場合、当社は変更後の料金につき、契約者にあらかじめ通知するものとします。契約者が変更後の料金の適用時期を経過した後も、対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の料金につき同意したものとみなします。
- 契約者は、サービス料金の支払方法に応じて、次の各事項に従うものとします。
 - 当社指定の銀行口座への振込により支払う場合　振込手数料は契約者が負担するものとします。
 - 自らの保有する（または新規開設した）銀行口座からの自動引落により支払う場合　契約者は、自動引落口座登録のための所定の届出書を当社に提出するほか、口座登録が完了するまでの期間は当社からの請求書に従い当社指定の銀行口座への振込によりサービス料金を支払うものとし、この場合①号の定めに従います。
- 契約者がサービス料金の支払いを遅延した場合には、当社に対し年率14.5%、年365日の日割計算による遅延損害金を支払うものとします。

第15条（「お預かり保証金」の取扱い）

- 契約者は、「お預かり保証金」（以下「預り金」といいます）を当社に支払うことが利用開始の条件となっているサービスにおいては、サービス利用に先立ち当社の指定する日までに預り金を一括して当社に支払うものとします。当社は預り金の入金を確認した後、預り金を受領した旨のメールを、本申込書に記載された契約者のメールアドレス宛に送信します。
- 前項の預り金については、次の各号の定めが適用されます。
 - 当社の指定する日までに契約者による預り金の支払いが行われなかった場合（入金が確認できない場合を含みます）、当社は契約者に対して対象サービスの全部または一部を提供する義務を負わないものとします。また、入金が遅れたことにより契約者が被る一切の不利益について、当社は責任を負わないものとします。
 - 利用サービスの追加等により、契約者が当社に対して差入れるべき預り金が増額した場合、契約者は当社の指定する日までに、これまでに当社に支払った額を控除した差額分を支払うものとします。なお、預り金が減額となる場合、当社は本契約が終了するまでの期間中、契約者に対して返金を行う義務を負わないものとします。
 - 契約者は預り金の返金を請求する場合、当社所定の手続きを要するものとします。ただし、当社は、契約者によるサービス料金の支払いが滞っている場合、または契約者が第30条（期限の利益の喪失）の各号に定める事由に該当した場合、契約者への返金より優先して預り金を契約者が支払うべきサービス料金の全部または一部に充当することができます。

- ②対象サービスが利用できない状態であることが契約者以外の者によるサービスの利用や第三者の設備機器に起因する場合等、第26条（禁止事項）その他本規約に抵触する事由または当社の妥当な管理の及ばない要因によって引き起こされた場合
- ③対象サービスが利用できない状態であることが生じた月をもって契約者が対象サービスの利用を終了する場合やサービス利用に係る料金の全部または一部を期日が到来しているにもかかわらず当社に支払っていない場合等、当社による補償額を翌月のサービス利用料金に充当することができない場合
- 4. 契約者は、本条に定めるサービスレベルを維持できなかった場合における補償を受ける権利と、第31条（損害賠償）に定める損害賠償請求を行う権利は並立しないことをあらかじめ確認し、当社に対して同時に行使用することはできないことに同意します。

第31条（損害賠償）

- 第27条（サービスレベルに関する保証）に定める事項以外の事由により、本契約に関連して、当社が故意または過失により契約者に損害を与えたときは、当社は直接かつ現実生じた損害に限り賠償する責任を負うものとします。
- 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して負う損害賠償額の上限は、対象サービスに関し損害が発生した日から起算して1年間の期間に利用者から当社に実際に支払われたサービス料金とします。
- 当社は、以下の各号に定める損害について一切賠償の責を負わないものとします。
 - 契約者が本契約上負っている自らの義務の履行を怠ったために生じた損害
 - 第三者から契約者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害

第32条（期限の利益の喪失）

契約者または当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方からの何らの通知催告なしに、本契約に基づく一切の債務につき、期限の利益を失い、一括して弁済するものとします。

- 所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納督促もしくは滞納による保全差押を受けたとき（ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除きます）
- 支払停止があったとき、または破産、民事再生、会社更生、またはこれに類する手続開始の申立があったとき
- 手形交換所から不渡報告を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき
- 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
- 営業の廃止、重要な営業の譲渡、会社分割または会社の解散を決議したとき
- 契約者または利用者が自らまたは第三者を利用して当社に対して詐術、暴力的行為、当社の法的責任を超えた不当要求、または脅迫的言動を用いたとき
- 第19条（その他の解約事由）の定めにか該当したとき
- 契約者または利用者が本契約の定めに関連したとき
- 契約者の所在を当社が確認できなくなったとき
- ⑩契約者がサービス料金の支払いを遅延したとき
- ⑪その他財産状況が著しく悪化する等により、本契約の履行が困難であると認められる状況に陥ったとき

第8章 その他

第33条（書面主義）

契約者と当社間においてなされる、本契約にかかる承認、合意、通知等、一切の意思表示は本契約に明示されているか否かにかかわらず、必ず書面（または所定の電磁的処理を施した電磁的記録）によるものとします。

第34条（本契約上の地位等の譲渡禁止）

契約者および利用者は、所定の手続きによる当社からの同意を得ない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡しまたは承継させてはならないものとします。また、本契約から生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならないものとします。

第35条（合意管轄）

- 本契約に関する紛争について訴訟の必要が生じた場合には、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。
- 契約者および利用者は、対象サービスに関連し、当社を相手として訴訟を提起する場合は、その訴訟の原因が生じてから1年以内に開始されなければならぬことに合意し、その期間が経過した後は、訴訟を提起することができないものとします。

（以下余白）

別記 「ES いい物件 One ウェブサイト」利用に係る追加条件

第3条（推奨環境・指定条件の遵守）第4項関連

項目	条件
ホスティングサービスに係る事項	<p>1. 設定に係る条件</p> <p>当社が設定作業等を行う場合、契約者はあらかじめ次の各号に定める内容に同意するものとします。</p> <p>①ドメインの登録申請を受け付ける組織または機関、およびその指定事業者（以下総称して「レジストラ等」といいます）への書類提出等のため、当該レジストラ等の確認・作業等の状況によっては、必ずしもドメイン取得期間等が契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>②ドメインの取得申請前あるいは取得申請中（レジストラ等の確認作業期間を含みます）に、第三者が契約者の希望内容にてドメインを取得する可能性があり、その場合契約者の希望内容に沿わない場合が生じることに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>③一部のドメイン取得作業においては、レジストラ等が当社へのお申込みとは別に必要書類（登記簿謄本等）を契約者に要請する場合があります。ことに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>④対象サービスの運営上、当社が運用する各種サーバ等にアクセスしようとする者に対してアカウント情報の入力を求めることによりアクセス権限の有無を確認するシステムを用いる場合、当社は適正なアカウント情報と一致する文字列を入力した者に対して適正なアクセス権限が与えられているものとみなすとともに、当該入力の結果に関しては一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 料金の支払いに係る条件</p> <p>本規約第3章「料金の支払い」に定める各条項のほか、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①対象サービスのうち、当社以外の第三者が提供する各サービス（「新規ドメイン取得サービス」「既存ドメイン移管サービス」その他のサービス）が利用される場合、ドメインの取得等サービスが利用できる状態になったか否かにかかわらず、当社は初期設定料金分（取得申請分料金）の契約者への返金は行わないものとします。</p> <p>②ドメイン取得完了後、対象サービスに関する契約の更新時期および利用料金の請求とは別に、当該ドメイン等の契約に関する更新時期が到来した場合には当該更新料金が発生することに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>③レジストラ等の料金設定の変更により、当社サービスの利用料金変動する場合がありますことに、契約者はあらかじめ同意するものとします。</p> <p>④対象サービスに係る利用料金において、更新料および管理料等サービス自体の料金以外の項目を含む場合、当社是对象サービスの申込みに係る申込書にその旨明記するものとし、契約者は対象サービスの申込みにおいてあらかじめ了承するものとします。</p> <p>3. 解約に係る条件</p> <p>本規約第4章「解約」に定める各条項のほか、以下の定めが適用されるものとします。</p> <p>①対象サービスの全部または一部が解約された場合において、当社がドメイン等に関して第三者が提供するサービスにつき責任を負わないものとし、これらのサービスが適切に提供されないことにより契約者が被る損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>②対象サービスの全部または一部を解約した場合において、契約者が対象サービスに関連して利用していたサービスを継続して利用できるよう、契約者の依頼により当社が作業を実施する場合（ドメインの再移管等）、当該作業に関する料金は契約者が別途負担するものとします。</p> <p>4. 免責に係る追加条件</p> <p>本規約第28条（免責）第1項各号に掲げる内容のほか、当社は、当社がサービス提供上やむを得ない理由により契約者への設定情報を変更すること（IPアドレス、DNSサーバのドメイン名およびIPアドレス等の変更その他の作業）により契約者が被る損害等について、責任を負わないものとします。</p>

（以下余白）

別表 サービス別超過料金の算定方法

第14条（サービス料金の支払い）第4項関連

サービス名	超過料金の計測方法	超過料金の算定方法
ES いい物件 One ウェブサイト	当社は、各月の1日から末日までに契約者が対象サービスを利用して運営するウェブサイトに対して発生したPVを計測します。この場合、クローラー（検索エンジンで利用するデータを収集するための自動収集型プログラム）の作動により発生したPVは除外します。計測されたPV数が契約PV数（上限PV数）を超過した場合、その差を「超過PV数」とします。	超過PV数1PVに対して、当社所定の料金表に定められた超過PV単価（消費税別途加算）を乗じた金額を、超過料金とします。
ES-B2B call	当社は、契約者が対象サービスを利用するため設定した電話番号における、各月の1日から末日までの発信・着信時間を計測します。また、契約者が「FAX送信オプション」を利用する場合、上記に加えて同じく各月の1日から末日までのFAX送信回数および発信時間を計測します。	①計測された発信・着信時間に対して、当社所定の料金表に定められたそれぞれの単価（1分当たりの料金、消費税別途加算）を乗じた額を、超過料金とします。②①に加えて「FAX送信オプション」を契約者が利用する場合、FAX送信回数および発信時間に対して、当社所定の料金表に定められたそれぞれの単価（1回/1分当たりの料金、消費税別途加算）を乗じた額を、①とは別に超過料金とします。
Sunai Entry	当社は、各月の1日から末日までに契約者が対象サービスを利用して結果発生する申込受付数、FAX送信枚数、書類ダウンロード回数をそれぞれ計測します。	計測された申込受付数、FAX送信枚数、書類ダウンロード回数のそれぞれに対して、当社所定の料金表に定められた単価（消費税別途加算）を乗じた額を、超過料金とします。

（以下余白）